

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 8 月10日
【会社名】	上新電機株式会社
【英訳名】	Joshin Denki Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼社長執行役員 中 嶋 克 彦
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号
【電話番号】	大阪06（6631）1161
【事務連絡者氏名】	経理部 部長 大 代 卓
【最寄りの連絡場所】	大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号
【電話番号】	大阪06（6631）1161
【事務連絡者氏名】	経理部 部長 大 代 卓
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 252,750,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	150,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1. 平成29年8月10日開催の取締役会決議によります。
 2. 振替機関の名称および住所は次のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	150,000株	252,750,000	
一般募集			
計（総発行株式）	150,000株	252,750,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
 2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,685		1株	平成29年9月1日		平成29年9月1日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式に係る割当では行われないこととなります。
 4. 申込みおよび払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記（4）払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
上新電機株式会社 経理部	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 難波支店	大阪市中央区難波三丁目6番11号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
252,750,000		252,750,000

(注) 1. 発行諸費用は発生いたしません。

2. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分による諸費用の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額252,750,000円につきましては、平成29年9月1日以降、諸費用の支払等の運転資金に充当する予定であります。なお、実際の支出までは、当社銀行預金口座にて適切に管理を行う予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口））
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
直近の有価証券報告書提出日	（有価証券報告書） 事業年度第5期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）平成29年6月30日 関東財務局長に提出

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社の普通株式1,200,000株（発行済株式総数の2.08%）を保有しており、また当社は同社の親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の普通株式22,499株（発行済株式総数の0.01%）を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	資金借入取引があります。
技術または取引関係	信託銀行取引があります。

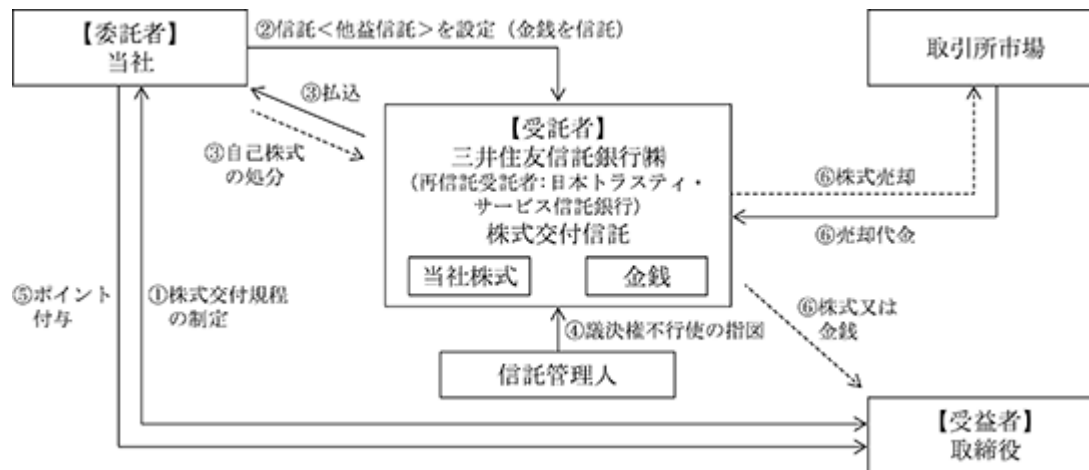
（注） 割当予定先の概要および提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成29年8月10日現在のものです。なお、出資関係につきましては、平成29年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

(a) 役員向け株式報酬制度の概要

当社は、当社取締役（社外取締役を除き、以下同様とします。）に対し、信託を用いた新たな業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することといたしました。本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、経営目標とする財務指標に対する達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

(b) 役員向け株式交付信託の仕組みの概要



当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。

当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。

受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法によります。）。

信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して不行使の指図をし、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

株式交付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。

株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社及び当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(c) 本信託の概要

1. 当社にて導入する「役員向け株式報酬制度」に係る信託

(1) 名称	役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行)
(4) 受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定する予定
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
(7) 信託契約日	平成29年9月1日
(8) 金銭を信託する日	平成29年9月1日
(9) 信託終了日	平成32年9月末日

c. 割当予定先の選定理由

本制度に係るコンサルティング実績等、他信託銀行との比較等を行い、総合的に判断した結果、三井住友信託銀行株式会社を受託先とすることが当社にとって最も望ましいとの判断に至り、当社を委託者、三井住友信託銀行株式会社を受託者として役員向け株式交付信託契約を締結する予定であり、かかる契約に基づいて、三井住友信託銀行株式会社に設定される信託口を割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

150,000株

e. 株券等の保有方針

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口))は、信託契約に基づき、信託期間内において当社取締役を対象とする株式交付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に交付するために保有するものであります。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、役員向け株式交付信託に対する当社からの当初信託金をもって割当日において信託財産内に保有する予定である旨、信託契約書により確認を行っております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口））は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全および行使について、当社から独立した第三者である信託管理人の指図に従います。なお、信託管理人は、本信託の受託者である三井住友信託銀行（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口））に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、議決権を行使しないこととします。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）であるか否か、および割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社のホームページおよびディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査を行い、同社の行動規範の一つとして「反社会的勢力への毅然とした対応」が掲げられ、その取り組みに問題がないことを確認しました。また、割当予定先が暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことの表明、および、将来にわたっても該当しないことの確約を、信託契約において受ける予定です。これらにより、割当予定先が、特定団体等には該当せず、かつ、特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

また、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社につきましても、割当予定先同様、暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする特定団体等に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことについて、信託契約において受ける予定です。

従って、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が特定団体等でないことおよび特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しました。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a. 払込金額の算定根拠および発行条件の合理性に関する考え方

1株あたりの処分価額は、最近の株価推移を鑑み、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分の取締役会決議日の前営業日（平成29年8月9日）の終値といたしました。

また、処分価額1,685円については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間（平成29年7月10日～平成29年8月9日）の終値平均1,576円（円未満切捨て）からの乖離率6.92%、直近3ヵ月間（平成29年5月10日～平成29年8月9日）の終値平均1,504円（円未満切捨て）からの乖離率12.03%、あるいは直近6ヵ月（平成29年2月10日～平成29年8月9日）の終値平均1,328円（円未満切捨て）からの乖離率26.88%となっております。さらに、上記1のとおり、本自己株式処分により処分予定先は当社株式を信託財産として取得するものであり、取締役が受益者として確定したときに当該取締役に無償で交付することが予定されていますから、かかる処分価額によって自己株式処分によって処分予定先が経済的利益を享受できるものではありません。

以上より、処分価額の算定は、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。（乖離率はいずれも小数点第3位を四捨五入し、表記しております）

また、取締役会に出席した社外取締役2名及び監査役4名（うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

b. 処分数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中に当社取締役に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、発行済株式総数57,568,067株(平成29年3月31日現在、以下同じ。)に対し、0.26%(小数点第3位未満四捨五入)となります。

当社としては、本制度が当社取締役の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えております。

また、本自己株式の処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い取締役へ交付されるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えます。

以上により、本自己株式の処分による影響は軽微であり、合理的であると判断しています。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する 所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権数 の割合(%)
上新電機社員持株会	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	3,571	6.66	3,571	6.64
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	2,700	5.04	2,700	5.02
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	2,502	4.67	2,502	4.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,674	3.12	1,824	3.39
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	1,200	2.24	1,200	2.23
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,143	2.13	1,143	2.13
パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地	1,085	2.02	1,085	2.02
シャープ株式会社	堺市堺区匠町1番地	1,085	2.02	1,085	2.02
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	1,013	1.89	1,013	1.88
ソニーマーケティング株式会社	東京都港区港南一丁目7番1号	999	1.86	999	1.86
計		16,972	31.67	17,122	31.86

(注) 1. 平成29年3月31日現在の株式名簿を基準としております。

2. 上記のほか自己株式3,862,597株(平成29年3月31日現在)があり、当該割当後は3,712,597株となります。但し、平成29年4月1日以降の単元未満株式の買い取りによる変動数は含めておりません。

3. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

4. 所有議決権数の割合は小数点第3位を四捨五入して表記しております。

5. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年3月31日現在の総議決権数(53,593個)に本自己株式処分により増加する議決権数(150個)を加えた数で除した数値です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第69期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日） 平成29年6月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年8月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月30日に関東財務局長に提出。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年8月10日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

上新電機株式会社 本店
（大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。